

「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）」に係る
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：令和元年11月14日（木）～令和元年12月13日（金）

告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及びFAX

【意見提出数】

意見の提出総数：494通

（内訳）

- ・地方公共団体：20通
- ・NPO等：24通
- ・民間企業：47通
- ・業界団体：7通
- ・個人：378通
- ・匿名：18通

【提出意見概要及び対応案】

提出された意見の概要とそれに対する対応案は次ページ以降に示すとおり。

【意見件数】3,611 件（同旨意見含む）

章	項目	意見数
I 1	これまでの背景	3
2	平成 25 年の法改正以降の主な課題	-
II	総論	5
III 1	特定建築材料以外に石綿含有建材の除去作業の際の石綿飛散防止	4
(1)	大防法への位置づけ	358
(2)	作業基準	30
2	事前調査の信頼性の確保	1
(1)	事前調査の方法等	5
(2)	一定の知見を有する者による事前調査の実施	951
(3)	事前調査の結果の記録等	16
(4)	事前調査の結果の都道府県等への報告	354
3	石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認	1
(1)	作業終了時の確認等	378
(2)	石綿含有建材の除去等作業の記録等	4
(3)	作業終了後の報告	7
4	特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	11
(1)	隔離場所からの漏えい環視の強化	17
(2)	隔離場所周辺における大気濃度の測定の実施	382
(3)	大気濃度測定の精度の担保	4
5	作業基準遵守の強化	339
6	その他	1
(1)	大防法と安衛法（石綿則）の連携	12
(2)	一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保	338
(3)	建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握	22
(4)	現場での指導強化等	332
(5)	普及啓発の取組	10
IV	おわりに	6
—	その他のご意見	19
	総計	3,611

今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案） パブリックコメント結果

III 各論 1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

意見の概要	件数	意見に対する考え方
「実態調査の結果、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の現場近傍で石綿の飛散が確認され」とあるが、作業場所近傍のばく露に係る規制は厚生労働省の所管である。特定建築材料以外の石綿含有建材を規制するのであれば、作業場近傍ではなく敷地境界において石綿が飛散しているというデータをお示しいただきたい。	1	建築物等と敷地境界が隣接する解体等工事の現場もあると考えられ、作業場所からの石綿の飛散が、敷地境界の外にも及ぶおそれがあるため、作業場所近傍における測定結果により検討を進めたところです。環境省による作業現場近傍の飛散の実態調査によると、特定建築材料以外の石綿含有建材であっても、適切な飛散防止措置が行われない場合は石綿が飛散することが確認されており、これにより、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散する可能性が明らかになったものと考えています。
国民の健康被害を未然に防止するために、レベル3建材の解体時の対策も必要であり、答申案の方向性については賛同する。	1	現在はマニュアル等において飛散防止対策が周知されているところですが、不適切な除去等作業の事例も確認されており、マニュアル等に基づく指導では強制力に一定の限界があります。そのため、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散を防止するため、これを大気汚染防止法の規制の対象とすべきと考えています。
特定建築材料以外の石綿含有建材を大気汚染防止法の規制対象とし、具体的な作業基準を定めるとともに、事前調査の対象とすることにより、現行の石綿障害予防規則の規定との整合性を図る上で、合理性があると考える。	1	これにより、事前調査や作業基準遵守義務の対象となるところ、作業基準については、特定建築材料以外の石綿建築材料の性質等を踏まえた内容を今後、検討する必要があります。また、都道府県等による立入検査等によって作業基準の遵守を担保することとしており、立入検査等の際に除去等作業の内容を確認できるよう、作業計画を策定することとすべきと考えています。
特定建築材料以外の石綿含有建材除去等作業時に効果的な対応を講じるためには、まずは詳細・明確かつ実効ある作業基準を規定することが必要不可欠である。その上で、除去等作業者に対し、作業開始前に適切な作業計画の策定を義務付けることが重要である。	1	

III 各論 1 (1) 大防法への位置付け

意見の概要	件数	意見に対する考え方
特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業についても、不適切な作業を防止するため、大気汚染防止法第18条の15に規定する届出を義務付け、当該届出情報は開示すべきである。	347	作業実施の届出は、都道府県等が作業前に作業方法等を確認し、必要な場合には事前に作業方法の変更を命令できるようにするためのものです。特定建築材料以外の石綿含有建材は、現行の特定建築材料に比べて相対的に飛散性が低いことから、特定建築材料の除去等作業ほどの専門的な機器等を使用する措置までは要せ
作業届出の義務付けの見送りの理由として「レベル3建材の届出は都道	1	

府県等の負担が大きくなることが想定される。」としているが、条例等で実施している自治体もあることから、その経験やシステムを踏まえて全国一律の制度へと展開すべき。		ず、通常の解体等工事を行う事業者が対応することが可能な措置を講じ、丁寧に作業を行うことで石綿の飛散を抑えられることが確認されています。
特定建築材料以外の石綿含有建材の特定粉じん排出等作業の届出については、対象工事件数の増加により都道府県等の確認業務の大幅な増加が想定され、さらに、各自治体による届出の確認終了までの期間が延びることで、工事着工の大幅な遅れや作業期間延長といった実務的な影響が生じ、かえって実効ある石綿飛散防止対策の実現を妨げることとなるよう留意する必要があるため、大気汚染防止法における全国一律の制度とはしない方向について賛同する。	2	また、条例により特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の届出を義務付けている例を踏まえれば、仮に第18条の15に基づく届出を義務付けた場合は、件数が現行の5~20倍となることが想定されること、また、多くの一般住宅が届出の対象となると考えられることから、都道府県等や発注者の負担を考慮する必要があると考えています。
特定建築材料以外の石綿含有建材は幅広く使われており、対象となる工事件数は増大し、地方自治体の事務量が相当量増加する見込みである。このことから、効率的に立入検査を実施できるよう、特に確認すべき建築物等の目安等を提示する等、自治体において適切に運用できる環境が整えられるよう配慮すべき。	2	これらを踏まえ、届出の義務までは求めないこととしています。 適正な飛散防止については、事前調査の結果の都道府県等への報告により、解体等工事の現場を把握し、立入検査等により作業の状況を確認することで担保していくべきと考えています。
特定建築材料以外の石綿含有建材について、法律で届出は制度化せず、建設リサイクル法等の届出情報から大気汚染防止法の立入検査の対象を選定することだが、他法令の届出情報の活用可能性や地方公共団体の他部局の負担についてどのように考えているのか。	1	都道府県等においては、現在も地域の実情に応じ、他法令に基づく届出等の情報の共有により、立入検査等を実施しているところです。こうした取組は大気汚染防止法に基づく規制を円滑に実施するため有効であり、引き続き、他法令を所管する部局の負担も考慮しつつ、地域の実情を踏まえて推進していくべきと考えています。
		また、事前調査結果の都道府県等への報告についても、効果的・効率的に立入検査対象の選定・実施に資するものと考えています。
双方の情報を活用し、不適切な作業が行われていないか現場を確認し、指導することが重要と考えています。		
都道府県等が立入検査で確認することが目的であるならば、作業計画の策定だけでなく、現場での保管についても義務付けるべきである。	1	立入検査に当たっては、事前調査結果等を参照しつつ、現場で適切な石綿飛散防止措置が行われているかどうかを確認することが重要であり、解体等工事の作業計画は必要に応じて提出させることが適当と考えています。

<p>特定建築材料以外の石綿含有建材を対象にした場合、一軒家の住居の解体工事も含まれる可能性があり全てを把握するのが困難であると思われるため、どのように把握していくか調査の方法を明文化する必要がある。</p>	1	<p>特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の把握に当たっては、事前調査結果を都道府県等へ報告させること等により、当該情報を活用することが考えられます。</p> <p>併せて、解体等工事に携わる事業者や建築物の所有者等への普及啓発に努めることにより、適切な飛散防止措置の担保を図ることが重要と考えています。</p>
--	---	---

III 1 (2) ①石綿含有成形板等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、軒天等の外部に使用されており、石綿含有量も高いことから作業基準に粉じん濃度測定を義務付けるべきである。取扱方法についてマニュアルに具体的に示してほしい。</p>	2	<p>特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業における作業基準を含めた技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。</p>
<p>石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外の成形板であっても、除去方法によっては石綿含有けい酸カルシウム板第1種以上にアスベストが飛散する可能性がある。アスベストの種類にも着目した除去方法の検討が必要。</p>	2	
<p>石綿含有成形板等の除去を行う場合は、湿潤化、原形のまま取り外しだけではなく、養生も行うことを原則とすべきである。</p>	2	
<p>石綿含有成形板等のいわゆる特定建築材料以外の石綿含有建材は非常に多くの種類があり、業者及び行政において、それが石綿含有建材なのか、どのように除去すべきか、という知識の不足が懸念される。作業基準を設けるのであれば、きめ細やかなマニュアル等の整備を希望する。</p>	1	
<p>解体現場では、湿潤化や手ばらしをしている解体業者はほんの一握りであり、目隠しをした防音パネルの中では重機やバールでなごる程度の水をかけながら破壊しているのが現状であり、これを認識して対応すべき。</p>	1	
<p>除去した石綿含有成形板を袋詰める場合において、石綿含有成形板を破断しないよう作業基準を設けるべきである。</p>	2	<p>除去後の石綿含有建材からも石綿が飛散しないよう、適切に扱われるべきと考えています。</p>

<p>実際に湿潤化や手作業による原形のままでの取り外しが実施されれば纖維の飛散を大幅に抑えることが可能だが、実際の解体現場ではこの原則が周知・徹底されていない。このため、適正に除去作業が実施されているかを管理する体制の構築が必要。</p>	3	<p>今回、特定建築材料以外の石綿含有建材を大気汚染防止法の規制対象とし、作業基準の遵守義務を適用することにより、違反に対しては作業基準適合命令等を行って義務履行を担保るべきと考えます。そのため、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等により関係機関や労働基準監督機関との連携を引き続き積極的に推進していくとともに、都道府県等に対する技術的支援を通じて現場での指導強化を図っていくことが重要と考えています。具体的な作業基準については、特定建築材料以外の石綿含有建材の性質等を踏まえ、適切に石綿の飛散を防止できるような内容を今後、検討する必要があると考えています。</p>
---	---	--

III 1 (2) ②石綿含有仕上塗材

意見の概要	件数	意見に対する考え方
石綿含有仕上塗材を施工方法にかかわらず大気汚染防止法の規制対象とすることには賛成するが、現場の混乱を防ぐため、十分な周知・準備期間を設けるべきである。	1	石綿含有仕上塗材を施工方法にかかわらず大気汚染防止法の規制対象とすることについては、今後、作業基準の内容を検討した後に、関係機関等への周知徹底を図り、履行の準備に必要な期間に配慮する必要があると考えています。
石綿含有仕上塗材について、これまでの通知等を踏まえ、除去工法や下地調整剤等の取扱いを明確化すべきである。	15	石綿含有仕上塗材の作業基準の内容等については、石綿含有仕上塗材の性質等を踏まえ、適切に石綿の飛散を防止できるよう、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
吹付け施工された石綿含有仕上塗材については、これまで、大気汚染防止法の届出対象となっていたが、今後は届出の対象外とするという理解でよいか。	2	<p>吹付け施工された石綿含有仕上塗材については、石綿を吹き付けたものであることから、大気汚染防止法上の「吹付け石綿」に該当するものとしてこれまで扱われてきたところです。</p> <p>過去に耐火被覆等に用いられた吹付け石綿の除去等作業では隔離等の措置が必要ですが、石綿含有仕上塗材については、今般の調査等により、剥離剤や集じん装置付機材の使用といった、通常の解体等工事を行う業者が対応することが可能な措置を講じ、丁寧に作業を行うことで石綿の飛散を抑えられることが確認されたことから、石綿含有成形板等と同様、届出の義務までは求めないこととしており、このことが明らかになるよう表現を改めます。</p> <p>なお、石綿含有仕上塗材のうち、その性</p>

		質が「吹付け石綿」に類似している石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、その他の石綿含有仕上塗材とは別に、引き続き、「吹付け石綿」として扱い、特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすることが適當と考えられます。
--	--	---

III 2 事前調査の信頼性の確保

意見の概要	件数	意見に対する考え方
今後の事前調査の信頼性の向上を目指すためにも、不適切な調査や発注者に虚偽の説明を行った施工者に対する指導・勧告・命令(罰則有り)などを法に定めておくべき。	1	<p>事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録義務の違反についての罰則等、受注者に要因がある場合に受注者に科すことができる罰則を検討すべきと考えています。</p> <p>また、事前調査の結果の記録等をもとに、都道府県等が適切な事前調査が行われたか否かを確認し、必要に応じて作業基準適合命令や行政指導等を行うことが考えられます。</p>

III 2 (1) 事前調査の方法等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
2(1)の事前調査方法は法定化すべきである。	1	本答申案に賛同する御意見として承ります。
石綿含有の可能性がないと判断できない場合は分析調査又は石綿含有とみなすことを明示してほしい。また、石綿含有の可能性がない建材について資料で示してほしい。	1	<p>事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなす等とすべきと考えており、石綿含有建材の使用の可能性がないと判断できなければ、②の調査を行うことが必要であると考えていますが、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。</p> <p>また、石綿含有建材の情報は、国土交通省及び経済産業省により、「石綿(アスベスト)建材データベース」において情報提供されており、本データベースの活用が有効であると考えています。</p>
石綿含有建材と「みなす」扱いは石綿含有建材隠しに悪用されるため、条件を示し限定する、またみなし扱いとして掲示させが必要である。	1	石綿含有建材と「みなす」とは、その建材を石綿含有建材として扱うことを指しています。書面調査及び現地調査を行い、その調査では石綿含有の有無が判断できない場合に、更に分析調査をしないのであれば、石綿含有建材であるとみなして、作業基準等の規制を遵守することになります。

		<p>す。</p> <p>また、事前調査の結果の掲示においては、石綿含有建材とみなす旨を示す必要があると考えています。</p>
「着工年月日が平成18年9月1日以降であることを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とする」と述べているが、東日本大震災後の復興建築物について、修復着工年月の認識によっては、石綿含有建材が残った建物を見逃す可能性がある。着工年月日とは、完全な新築建築物であることがわかるよう明記すべきである。	1	<p>調査対象の解体等工事が、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当するか否かを判断することを想定しているため、これが明らかになるよう表現を改めます。</p>
適切な事前調査の担保のため、事前調査や大気濃度測定は工事発注者による発注・委託により行われるべき。	1	<p>一般的に解体等工事の発注者よりも受注者の方が建築物等に係る知識を有していること、石綿障害予防規則等に基づく類似の調査義務が受注者に課されていること等を踏まえ、現行法では、受注者に事前調査を義務付けています。</p> <p>これに加え、事前調査の方法を法令で定めること、一定の知識を有する者に調査させること、調査結果の記録を保存すること等により、受注者による事前調査の信頼性の確保を図るべきであると考えています。</p> <p>なお、大気濃度測定については、施工者による実施の制度化について検討を重ねてきたところですが、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要があるとしたところです。</p>

III 2 (2) 一定の知見を有する者による事前調査の実施

意見の概要	件数	意見に対する考え方
建築物石綿含有建材調査者制度により調査者の育成が行われているため、「一定の知見を有する者」としては、その他の者を認めるべきではなく、建築物石綿含有建材調査者の数を増やすことに注力すべきである。	292	現在、適切な事前調査を実施するためには、建築物石綿含有建材調査者登録講習制度における特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者のほか、石綿の調査診断・対策等のコンサルティングを行っている一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に所属する者等に依頼することが望ましい旨、都道府県等に対して通知がされているところです。
一定の知見を有する者は、特定建築物石綿含有建材調査者とすべき。少なくとも、建築物石綿含有建材調査者ではあるべきで、厚生労働省で検討されている簡易な講習の受講者は一定の知見を有する者として認めるべ	1	また、厚生労働省においても、石綿障害予防規則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者を活用

きではない。			することが検討されているところです。 石綿に関する一定の知見を有する者としては、特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすべきと考えられ、これが明らかになるよう表現を改めます。
事前調査を行う者は建築物石綿含有建材調査者とすべきだが、人数が不足しているため、今後調査者を増やす仕組みを検討していくべきである。	3		石綿に関する一定の知見を有する者としては、特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすべきと考えられ、これが明らかになるよう表現を改めます。
アスベスト診断士は民間の資格であり、石綿の普及、利用促進を行ってきた業界団体が運用している制度である。事前調査を行う者の要件にはアスベスト診断士を含めるべきではないと考える。	305		事前調査の知識を有する者の育成については、環境省が、十分な人数が確保できるよう、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべきであると考えています。
事前調査は、建築物石綿含有建材調査者かアスベスト診断士が行うべきである。	1		
一定の知見を有する者の育成は早急に行い、人員を確保してから法改正を行ってもらいたい。	1		一定の知見を有する者の早期の育成に努めつつ、その状況等を考慮して制度の施行開始時期を検討すべきと考えています。
「飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらのものを活用すべきである」とあるが、飛散性の低さを誰が判断するのか。すべての建築物で一律に有資格者による事前調査を行うべきである。	2		全ての建物で一律に一定の知見を有する者による事前調査を行うことが有効と考えますが、人材の育成には時間を要するため、十分な人材が育成されるまでの間、建築物の構造等による一定の範囲について推奨する等の措置も想定されるところであり、これが明らかになるよう表現を改めます。また、一定の知見を有する者の具体的な活用の仕組みについては、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
石綿含有建材の有無は工費と工期に大きく影響するため、事前調査は利害関係のない第三者による調査を義務付けるべきである。	342		小委員会における議論でも調査の実施者は第三者とすべきとの指摘があり、客観的に事前調査を行う観点からは有効と考えられるため、これが明らかになるよう表現を改めます。他方で、石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物の数は膨大である一方で、一定の知見を有する者の数はいまだ少ない状況にあります。
「一定の知見を有する者」については、計量証明事業所や土壤汚染対策法の指定調査機関のような、十分な能力を有する第三者機関が事前調査を行う体制を検討すべきである。	2		小委員会における議論でも調査の実施者は第三者とすべきとの指摘があり、客観的に事前調査を行う観点からは有効と考えられるため、これが明らかになるよう表現を改めます。他方で、石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物の数は膨大である一方で、一定の知見を有する者の数はいまだ少ない状況にあります。
現時点で第三者による調査の義務化が難しいのであれば、第三者による調査に対して補助金等の優遇措置を設けることにより推進すべき。	1		多数の調査対象が想定される中で現時点ではそのような体制の整備が難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況や今般の制度見直しの運用の状況を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられます。
一定の知見を有する者が事前調査を実施したことを届出書類中で確認で	1		事前調査の結果の報告において、一定の知見を有する者を活用して事前調査を

きるよう、届出事項を整備してほしい。また、届出に基づく現場確認を行った際に、未調査の石綿含有建材が認められた場合には、事前調査のやり直しとなるのか考え方を示してほしい。		実施したことが確認できるようにすべきと考えています。 また、一部の建材が未調査の場合は、事前調査を完了したとはいえないと考えられますが、このような場合の対応については、個々の事案に応じて都道府県等により適切に指導等されるものと考えます。
自治体職員が事前調査の内容の妥当性を確認する知識を持つ必要があるため、将来的には自治体職員が建築物石綿含有建材調査者の資格を取得することが望ましい。有資格者の育成までの間は外部委託を行い、建築物石綿含有建材調査者及び同等の知見を有する者を活用して確認を行うべきである。また、そのための予算を確保すべきである。	54	一定の知見を有する者による事前調査の結果を都道府県等の職員が確認することを想定しており、事前調査の方法等について説明会やマニュアルを通じて都道府県等への普及を徹底していくことが重要と考えています。
調査者が故意または重大な過失による誤った調査を行わないための方策(講習機関所管部局による指導、公表、罰則等)も検討すべきである。	1	御意見については参考とさせていただきます。
事前調査の際、行政等の発注者が石綿含有建材の使用に関する情報を受注者に提供するための様式を作成すべき。	1	御意見については参考とさせていただきます。
発注者に対し、「事前調査に要する費用の適正負担等必要な措置の実施について周知することも重要である」とあるが、発注者(個人)と施工者の間に不動産会社が仲介していることが多くある。この場合、実際の事務を仲介業者が行うことになるため、このような仲介業者にも十分周知することが必要と考える。	1	多岐にわたる解体等工事の関係者のそれぞれの役割に応じた適切な普及啓発が重要と考えています。
発注者が石綿に係る知識を有しない場合、受注者から事前調査結果の説明を受けても適正な調査がされているか判断できないと考えられる。発注者の支援として、チェックリスト等の整備や行政が認可した業者がチェックを代行することを推奨するような規定も有効である。	1	事前調査の方法の法令への位置付け、一定の知見を有する者を活用した調査実施、事前調査結果の記録の保存及び報告等により事前調査の信頼性の確保を図ることとしています。また、発注者には、事前調査への協力義務があります。このため、建築物等の所有者等に対する普及啓発や関連情報の周知が重要であると考えています。

III 2 (3) 事前調査の結果の記録等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
受注者に対し、事前調査の結果及	1	本答申案に賛同する御意見として承りま

び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要があるとされている点に賛同する。		す。
受注者による事前調査結果の説明書類の保管を発注者にも義務付けるべき。	1	一般住宅の多くが特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等に該当しうると考えられるところ、これらの建築材料の規制対象への追加により、発注者への義務が一般住宅の所有者等にもかかることになること及びその負担を考慮し、受注者に対して記録の保存を義務付けることが適当と考えています。
事前調査の結果を解体等工事に携わる事業者間で共有することや周辺住民等からの問合せへの対応に活用することは、事業者間での経験差があることや、住民からの情報で新たに発覚する事実もあることを踏まえると、有益であり、必ず実施してもらいたい。	5	本答申案に賛同する御意見として承ります。
事務所等を設置するスペースが無い小規模現場では、事前調査の結果の写しの備え付けに適した場所の確保が難しいため、備え付けの義務化を一定規模以上の現場等に限定すべきである。	1	解体等工事に携わる事業者間での情報共有や周辺住民からの問い合わせへの対応のため、現場の規模に関わらず、記録の写しの備付けは必要であると考えています。なお、電子媒体で記録の写しを備えることも含め、現場の状況に応じて対応することが考えられますが、事前調査結果の備え付けに係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
下請業者が、実際に従事する作業員に石綿調査結果を伝えることも義務化して欲しい。その際、外国人労働者にも確実に情報が伝わる制度として欲しい。	1	実際に作業に従事する作業員が適切に作業するため、必要な情報を共有しておく必要があり、関係者への普及啓発の取組が重要であると考えています。
発注者から解体等工事が分離発注されたことにより、特定工事に係る受注者とそれ以外の工事の受注者間で工事内容に係る情報の共有がなされず、石綿使用部分が不適切に解体された事例がある。事前調査結果の受注者から発注者への説明だけでなく、それ以外の関係する受注者にも説明又は情報共有されるような仕組み作りが重要と考える。	1	作業に携わる事業者間での情報共有は重要と考えています。 なお、特定工事において複数の下請契約が締結されている場合には、そのいずれの当事者間でも事前調査の結果が共有されるべきと考えており、これを明確にするため、表現を改めます。
事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示することについて、解体等工事の現場が、広い敷地内的一部である場合の、公衆に見やすい位置について、考え方を明らかにされたい。	1	現行法において、事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示することが義務付けられています。個々の解体工事の現場における適切な掲示位置については、現場の状況が多種多様であることから、例え

		ば、敷地境界の堀、施工区画の出入口付近等、現場の状況に応じて近隣住民からも見やすい場所が判断されるべきものと考えています。
掲示期間とされている「工事期間」が何を指すのか、定義づけをしてほしい。解体から新築まで一連の作業を行う場合など、どの期間に掲示をすればよいか分かりづらい場合がある。また、工事開始前の掲示の要否について検討してほしい。	2	一般的には解体等の作業の開始から終了までと考えられますが、解体等の作業の準備段階から掲示する等、現場ごとに適切な期間が判断されるべきものと考えています。
事前調査の結果の掲示だけでなく、作業基準に基づく掲示についても掲示期間等を明確にすべき。また、事前調査結果の掲示と作業基準に基づく掲示を一本化することも検討すべきである。	1	作業基準に基づく掲示は、作業実施時に行うこととしています。 この掲示と事前調査結果の掲示は内容が異なり、後者については、特定工事に該当しない場合も必要となります。特定工事に該当する場合は、両方の掲示が必要となりますが、これらを別の掲示板とすることは義務付けておらず、解体等工事の現場の状況に応じて対応いただくものと考えています。

III 2 (4) 事前調査の結果の都道府県等への報告

意見の概要	件数	意見に対する考え方
事前調査結果の報告は、自治体の事務の大幅な負担増になることが想定されるため、配慮が必要である。	3	事前調査結果の報告は、都道府県等が解体等工事の現場及びその事前調査結果に係る情報を広く把握し、効果的・効率的に立入検査等を実施するために活用されるものと想定しています。
一部報道では報告件数が全国で200万件に及ぶと試算されている。労働基準監督署と都道府県等に同様の報告をさせることは、事業者への負担も増加し、行政事務としても非効率と考える。また、膨大な報告を受けてからの利用法まで検討しているのか。	1	これを踏まえ、石綿障害予防規則において創設が検討されている類似の届出制度に係る検討状況も踏まえつつ、報告の対象とする解体等工事の規模等の要件については、今後更に検討を行い、明確する必要があると考えています。
事前調査結果の報告が義務付けられる工事の規模要件について、明示してもらいたい。	2	また、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みとすることが適当であると考えています。
解体工事件数の推計値の精度をさらに高めた上で、都道府県等への報告の要件等の検討を行うべきである。	1	
事前調査結果の報告は、当初は規模要件を大規模工事に限定し、数年程度かけて規模要件を引き下げる等の段階的な施行も含めて検討すべきである。	1	
事前調査結果の都道府県知事への報告により、地方自治体の事務負	1	環境省における、都道府県等の担当者及び解体等工事を実施する事業者を対象

担が激増すると予想されており、実効性に運用可能か甚だ疑わしい。事務の増加量や、必要な人員の増員量を示してもらいたい。また、これに対する財政的支援を検討しているか。関係機関への周知、自治体職員の質的向上をどのように考えているのか。		とする講習会・説明会の開催、関係省庁における建築物等の建築や解体に係る講習会・説明会及び関係法令における手続き等の機会等を有効に活用し、関係省庁や関係業界団体と連携して効率的な運用に係る普及啓発に努めるべきと考えています。 また、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みとすることが適当であると考えています。
都道府県等は現場を把握していないため、事前調査結果の内容を精査するのは難しいと思われる。	1	事前調査結果の報告は、都道府県等が解体等工事の現場及びその事前調査結果に係る情報を広く把握し、効果的・効率的に立入検査等を実施するために活用されるものと想定しています。 また、事前調査を一定の知見を有する者に行わせることにより、都道府県等はその結果を記録や報告により確認することができます。講習会等を通じて都道府県等の職員の能力向上に努めることも重要と考えています。
平成18年9月1日以降の建築物等については、石綿が飛散するおそれはないので、都道府県等が把握する必要はなく、解体等工事の実施者が確認しておくことで足りると考えられるため、事前調査結果報告の対象外とすべきである。	3	事前調査の結果は、石綿含有建材の有無及びこれを確認・判断した過程に係る重要な情報であり、平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても事前調査の対象とすることとしております。一方、書面調査の結果、調査対象の解体等工事が、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することが明らかになった場合は、現地調査等による石綿含有建材の有無の確認は不要であると考えています。
事業者や行政機関の負担に鑑み電子システムの導入は必須であるが、現行では紙媒体での制度のみであり、導入時には関係機関との情報共有も含め相当の混乱が生じるものと想定される。制度が着実に実施されるよう、電子システム利用環境の整備及び事前調査結果報告の経過措置期間の設定について検討してほしい。	2	事前調査結果の報告は新たな義務であるため、電子システムの構築や利用の準備に必要な期間を踏まえ、適切な制度の施行開始時期を検討とともに、施工者や都道府県等に適切に周知する必要があると考えています。
報告を行う施工者や受理する自治体の負担が急増するため、電子報告システムの構築や端末機器の設置は、国の負担で行うべき。また、自治	1	施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、事前調査結果の報告は、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みとすることが適当である

体の体制整備のため、電子報告システムの仕様は早急に明示すべき。		と考えています。 大気汚染防止法における報告及び石綿障害予防規則における届出を簡易に行うことができるよう、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化等、両制度の連携を含め、今後、電子システムの詳細を検討すべきと考えています。
電子報告の方法はできるだけ簡易にしてほしい。事前に電子証明の取得が必要な仕組みは避けてほしい。	1	事前調査の報告に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
労働安全衛生法(石綿障害予防規則)との内容の統一を図るべきである。特に、報告者が大気汚染防止法では「施工者」となっており、石綿障害予防規則では「解体等の作業を行う事業者」となっているが、報告者の統一あるいは、同一事業についてはいずれかで報告されればよいこととすべきである。できるだけ簡易・簡便なシステムにしてほしい。	5	
電子報告のデータを簡単に利用できる仕組みにしてほしい。また、電子報告分の施行状況調査は環境省が電子上で集計するようにしてほしい。	1	
各自治体に紙で報告されたものについても、自治体が電子報告システムに入力できる制度にしてほしい。その際、個別に報告者の同意を得なくて良いように、報告書様式へ「報告内容を自治体が電子報告システムに入力する場合がある」旨を記載するなど対応を行ってほしい。	1	
電子システム結合における自治体の負担(費用、クラウドを経由したウィルス感染対策)の具体的な軽減策等の担保についても盛り込みたい。	1	
事前調査結果の電子報告についても、報告の懈怠や虚偽の報告については罰則を設けて欲しい。	1	事前調査結果の報告義務は適切に履行される必要があると考えており、まずは受注者等の関係者への周知の徹底が重要であると考えています。
電子報告後であって着工後にアスベスト含有建材が見つかった場合の対応を定めてほしい。迅速な確認が必要になるため、着工後は所轄の自治体の窓口に報告することとしてほしい。	1	電子システムによる報告に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
自治体の負担軽減及び報告の質の維持のため、報告の具体的な内容や添付書類、報告様式を規則で定めるべきである。	1	
今回の法改正では、前回の法改正以上に新たな自治体の業務が生じると想定される。自治体の効率的な事務	1	現場での指導強化のため、国において、事業者が講じるべき具体的な措置を明確化するマニュアルを整備するほか、都道

処理だけでなく、改正法の円滑な運用、自治体間による差のない一定水準以上の法運用を担保しなければならないことから、国によるマニュアルの作成が必要である。		府県等の職員を対象とする講習会を行う等、関係者に対する技術的支援を行う必要があると考えています。
建築リサイクル法の届出内容に大気汚染防止法や石綿障害予防規則に創設しようとしている報告制度における報告事項を織り込んだ方がより効果的で現実的であると考える。	1	<p>現在も、都道府県等においては、建設リサイクル法に基づく建設資材のリサイクルに関する届出等の共有により解体等工事の現場を把握しているところですが、各法律はそれぞれの法の目的に応じて、一定の条件に該当する解体等工事について届出の対象としています。</p> <p>そのため、大気汚染防止法において、一般大気中への石綿の飛散を防止するとの観点から、建築物等の解体等工事の現場及び事前調査結果を都道府県等が幅広く把握できるよう、事前調査結果の報告を義務付けるものです。</p> <p>なお、他法令に基づき把握された情報の活用についても、解体等工事の現場を幅広く把握し、届出や報告の漏れを防止する等、都道府県等が大気汚染防止法に基づく規制を円滑に実施するため有効であり、引き続き推進していくべきと考えています。</p>
事前調査の結果の報告を受注者ではなく、発注者に義務付けるべきである。	1	<p>一般的に解体等工事の発注者よりも受注者の方が建築物等に係る知識を有していること、石綿障害予防規則等に基づく類似の調査義務が受注者に課されていること等を踏まえ、現行法では、受注者に事前調査を義務付けています。</p> <p>そのため、事前調査の結果の報告についても受注者に義務を課すことが適当であると考えています。</p>
問題事例は住民からの通報によって見つかっている。リスクコミュニケーションのためにも自治体への報告情報を時間をかけずに開示すべきである。	269	<p>解体等工事の発注者や受注者の判断により、事前調査の結果等が公開されるることは、望ましいものと考えています。</p> <p>その上で、大気汚染防止法においては、周辺住民等への周知については、現行では事前調査結果等の掲示を義務付けています。解体等工事の影響を受けると考えられる範囲は、基本的には、工事現場の周辺に限られるものと考えられることから、リスクコミュニケーションの観点からはこの掲示を徹底することが重要と考えており、この掲示をよりわかりやすく見やすくすべきであると考えています。</p>
石綿は、一般住民も健康被害を受けるおそれのある極めて有害なものであり、事前調査の結果を開示請求することなく閲覧できるよう一般公開すべき。	1	<p>災害分野では、ハザードマップを活用し、町内会レベルで訓練をしている地域もある。石綿についても、事前調査結果の報告制度の活用により、活動に情報共有を行うとともに、どのように</p>

な建材に石綿含有の可能性があるのかわかりやすく示したリーフレットを事前調査の段階で配布することも有効と考える。		応できるよう、工事期間中、事前調査結果の記録の写しを解体等工事の現場に備え付けることとすべきと考えています。 環境省では、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」(平成29年4月)を作成しており、この普及にも努める必要があると考えています。
---	--	--

III 3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

意見の概要	件数	意見に対する考え方
III 3(1)(2)の石綿含有建材は非飛散性石綿含有建材(特定建築材料以外の石綿含有建材)を指し(3)の石綿含有建材は飛散性石綿含有建材(レベル1, 2建材)を指していると思われるが、文章中の石綿含有建材が何を指しているかわからない部分がある。用語の整理を行ってもらいたい。	1	1(1)において現行法における特定建築材料以外の石綿含有建材についても大気汚染防止法の規制の枠組みの対象とするべきとしております。3においては、現行法における特定建築材料だけでなく特定建築材料以外の石綿含有建材を含むものを「石綿含有建材」としており、(1)(2)(3)について、同様の取扱いとしています。

III 3 (1) 作業終了時の確認等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
石綿含有建材の除去等作業時の確認を義務化し、建築石綿含有建材調査者に行わせるべきである。	3	適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿含有建材の取り残しがないことの確認を作業基準に位置付けるべきと考えています。また、後者については、一定の知見を持った者が行うことが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきと考えています。 本答申案に賛同する御意見として承ります。
事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等に作業終了時の確認を行わせるのであれば、石綿含有建材調査者の講習内容に石綿含有建材の取り残しの確認方法を追加するなどの対応が必要である。	1	事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者であれば、事前調査の結果の記録をもとに、石綿含有建材が除去されたかを目視により確認できると考えいますが、技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認は、自治体や第三者が行うことを義務付けるべきである。	320	小委員会における議論でも確認の実施者は第三者とすべきとの指摘がありますが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われる一方で、一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことを踏まえれば、解体等工事の施工者が確認を行うこととし、今般の制度見直しの運用の状況
石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認は第三者に義務付け、作業の結果を都道府県等	15	

に報告すべきである		も踏まえつつ、将来的に第三者による確認について検討することが考えられます。また、効率的な規制の運用の観点を踏まえ、発注者に対する報告によって発注者の配慮義務及び受注者の作業基準遵守義務の履行を促進することとし、都道府県等は保存されている作業及び報告の記録を確認し、必要な場合に作業基準の遵守について指導を行うべきと考えています。
完了検査を実施する方法や時期を規定すべき。時期については固化材を散布した後では目視による確認が不可能となるので散布前に行うといった配慮が必要である。	1	作業終了時の確認に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
石綿繊維は目に見えないので、作業完了時には、環境測定を実施すべきである。	1	隔離空間において特定建築材料の除去作業を行った場合、隔離を解く前に、石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきであると考えています。

III 3 (2) 石綿含有建材の除去等作業の記録等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
答申案のとおり、記録の保存を行う主体については受注者が適当であると考える。また、受注者から報告を受ける主体としても発注者とすることが妥当であると考える。	1	本答申案に賛同する御意見として承ります。
自主施工者についても、周辺環境への石綿の飛散を防止するため、除去等作業の記録や完了報告の提出を義務付けるべきである。	1	除去等作業の記録は施工者がすべきとしており、この施工者には自主施工者も含まれています。都道府県等が記録を確認することにより、作業基準の遵守を担保すべきと考えています。 作業終了後の報告は、請負関係がある場合、受注者が発注者に行うべきと考えています。
作業記録の内容については、不要に大量の記録作成・保存を求めるとのないよう、十二分に配慮いただきたい。	1	記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと、②石綿含有建材の取り残しがないこと、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要と考えており、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
記録の内容のうち、特定粉じんの処理が適切になされたことの確認についての記録は、廃棄物処理法のマニフェスト制度の中で行われており、大気	1	本答申案では、石綿含有建材の除去等作業の終了後に作業場の清掃等を行う際の石綿飛散防止の措置について示しております。

汚染防止法で改めて義務付ける必要はないと考える。		石綿含有建材の除去により発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理する必要があります。
除去等作業の記録は、記録漏れの防止や自治体による円滑な確認のため、記録様式を定めるべき。	1	除去等作業の記録に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。

III 3 (3) 作業終了後の報告

意見の概要	件数	意見に対する考え方
石綿による健康被害は数十年後に発生することから、今後の追跡的な健康調査のために、報告には、作業にあたった者の氏名や作業場所、作業内容等の記載を義務付けるべき。また、事前調査結果と、除去等作業の記録や完了報告が紐づけできるよう保存方法を工夫するべき。	2	<p>大気汚染防止法は、解体等工事に伴う石綿の飛散を防止することを目的としており、これを踏まえ、作業後の報告については、作業が適切な石綿飛散防止措置の下で行われたか確認できる内容とすべきと考えていますが、技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。</p> <p>なお、事前調査の記録、除去作業の記録等の保存は、同一の施工者により保存されます。</p>
除去等作業の完了報告では、事前調査結果と同様に国による電子届出の仕組みの整備を検討してほしい。	1	<p>除去等作業終了後の報告は、都道府県等ではなく発注者に対して行うこととしています。受注者から発注者への報告については、電子メールの活用等も含めて今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。</p> <p>なお、都道府県等への事前調査結果の報告や届出については電子化を検討することが望ましいと考えています。</p>
「また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮しなければならない」とあるが、施工者ではなく、受注者(又は特定工事を施工する者)が正しい表記と思われる。	1	法律条文の規定を踏まえて「施工者」との記載しております。

III 4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

意見の概要	件数	意見に対する考え方
解体等工事における大気濃度の基準が定められておらず、自治体や民間企業で安心を担保することができない。特定粉じん発生施設の敷地境界基準 10 本/Lを指標とすることが考えられる。	1	平成 25 年2月の中央環境審議会の中間答申では、大気濃度測定結果の評価方法について、敷地境界等の基準は、周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当とされ、当該基準は一般大気環境濃度の状況も参考に、引き続き検討が必要とされたところで
自治体によって対応にばらつきがある	1	

ため、漏えいの基準を明確にすべき。 厳格な基準濃度を設定すべきである。	1	す。これを受け、アスベスト大気濃度調査検討会において検討した結果、漏えい監視の観点からの目安は石綿繊維数濃度1本/Lとされました。また、これは、中央環境審議会に報告され、環境省が作成したマニュアルに記載されています。 解体現場等における石綿の排出は一定期間に限られるものが大部分であり、解体工事等ごとに作業期間が異なること及び建築物等に使用される石綿の種類ごとに毒性が異なること等から、敷地境界等の基準を設定するには、さらに検討が必要と考えられます。これを踏まえ、石綿繊維数濃度1本/Lは、漏えい監視の観点からの「目安」としてとりまとめられたものです。
大気中の石綿濃度について、リスクに応じた適切な法整備がなされるためには、早急に石綿の大気汚染に係る環境基準が設定されるべきと考える。	3	石綿の環境基準については、現時点では十分な一般環境における健康影響の科学的知見が得られていないため、その策定は困難です。 他方、石綿はその発生源からの距離に応じて急速に濃度が減衰することから、主として、発生源直近で高濃度の汚染が生じる物質です。そのため、発生源において重点的な対策を講ずることにより効果的に一般環境での健康影響を防止することが可能と考えています。
隔離空間内において、発じん量を押さえる工法(WET工法等)を求めなければ、隔離空間からの石綿飛散は抑えられない。	1	吹付け石綿等を除去する際には、隔離、湿潤化等の措置が作業基準で定められています。 また、本答申案では、隔離空間からの漏えい防止を強化するため、集じん・排気装置の排気口における集じん・排気装置の正常な確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすこととしております。
漏えい確認や大気濃度測定は自治体が行うべき。	1	漏えい確認や大気濃度測定を含め、立入検査の実施の詳細については、地域の実情に応じて都道府県等が判断するものと認識しています。

III 4 (1) 隔離場所からの漏えい監視の強化

意見の概要	件数	意見に対する考え方
除去等工事の漏洩監視にはリアルタイムでの粉じんの測定を義務付けるべきである。	8	集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離
リアルタイム又は高頻度で粉じんの測定を行うことで、異常をいち早く検	1	

知できる測定を義務付けるべき。		場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきと考えています。
除去工事の漏洩をチェックする際の測定方法と基準を設定すべきである。	1	環境省が策定した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等において、測定方法、漏えい監視方法を示しており、今後も、本マニュアルを通じて、石綿飛散防止を図るべきであると考えています。
電子顕微鏡による測定等、複数の分析方法から選択できるようにするべきである。	1	漏えい監視の手法としては、迅速に粉じんを測定することができる機器として、デジタル粉じん計、パーティクルカウンター等の方法が「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に示されています。 電子顕微鏡による測定は、試料採取の時間や分析に時間を要することから、大気濃度測定の観点から活用することが考えられます。
除去工事の漏洩監視に必要な機器を、行政から貸し出してほしい。	1	作業基準の遵守は特定工事施工者に義務付けられていることから、漏えい監視に必要なデジタル粉じん計等については、事業者において準備すべきものと考えています。
集じん・排気装置の稼動確認と前室の負圧確認の頻度について、マニュアル等に明記すべきである。	1	隔離場所からの漏えい監視に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。
除去等作業で石綿が漏洩した場合には、施工者に漏洩した石綿の清掃の義務を課すべきである。	1	集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた確認で異常が認められた場合は、作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることとしています。
不備が見つかったときの対応策は、自治体への報告義務を含めたものとしてほしい。	1	現行の大気汚染防止法施行規則においても、集じん排気装置に異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、必要な措置を講ずる事としており、記録することとなっております。 当該措置を含めた記録を都道府県等が確認できるよう保存すべきと考えています。

III 4 (2) 隔離場所周辺における大気濃度の測定の実施

意見の概要	件数	意見に対する考え方
現状のスモークテスト等での確認では不十分であり、石綿の飛散による発がんリスクの把握のためには大気濃度測定が必要である。国内では大気濃度測定を義務付けている自治体があ	349	小委員会では、隔離場所周辺における大気濃度の測定について議論を重ねてまいりました。 まずは、大規模な解体等工事からの測定の義務付けを行うべきであるといった制

り、海外でも大気濃度測定を実施している。平均5日～7日の分析納期は何の条件設定もなく、安価で分析を求められた場合の平均であり、現場で測定を行うこともできる。除去等作業時の大気濃度測定は義務付けるべきである。		度化に向けた意見もあったところです。また、一部の都府県等では条例に基づき、大気濃度測定を実施しており、海外においても法令、マニュアル等に基づき大気濃度測定を実施している国があります。
大気濃度測定の制度化について、測定結果が出るのは作業実施後になることが多いのは理解できるが、結果が事後になったとしても後からその作業が周辺へ影響を与えていたかどうかについて知り得る情報になるため、測定は実施すべきである。	1	しかし、大気濃度測定は予期せぬ箇所からの石綿の飛散の有無を確認し、測定により飛散が認められた場合は一旦除去等作業を中断して隔離措置等の石綿飛散防止に係る措置を点検・改善するために行うものであると考えられるところ、石綿繊維数濃度についても、総繊維数濃度についても、測定の迅速化、評価の指標、指標を超過した場合の作業再開に向けた必要な措置など、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要があるとしたところです。
今後、大規模な解体工事から測定を制度化する場合においても、諸課題を十分に解決してからとするべきである。	1	今後、課題の解決に向け、石綿繊維数濃度、総繊維数濃度の両面から調査研究を行っていくことが重要と考えられます。
前回の中間答申から、課題が依然として解決されていない状況にあり、評価基準の妥当性が十分に検討されたというには至っておらず、超過時の措置のあり方についてもさらなる検討が必要であると考えるため、今回の見送りに賛成である。	1	石綿繊維数濃度については、1本/Lを指標とした迅速な分析が可能となるよう測定装置の研究を進める必要があります。総繊維数濃度については、石綿以外の繊維を含んでいることから、総繊維数濃度と離隔空間からの石綿の漏えいとの関係について推定できるよう、測定結果に影響を与える要素を整理する必要があると考えられます。
作業基準が遵守されていることを施工業者や発注者がエビデンスをもつて説明できれば、作業場周辺での大気濃度測定は参考扱いで良く、測定の義務付けと基準の設定は慎重に行うべき。	1	そのためには、現行のアスベストモニタリングマニュアルに基づく解体等工事における測定の実績を積み重ねるとともに、測定に影響を及ぼす外的要因について把握する必要があると考えられます。
大気濃度測定の制度化について検討するにあたっては、現在挙げられている諸課題が解決されることを前提とすべき。	1	
隔離場所周辺における大気濃度の測定を義務化する場合、測定結果と比較する基準の創設がセットとなるべきである。	1	
民間分析機関としては、将来必要となるか不明なものに投資はできないが、大気濃度測定が義務化されれば早い段階で普及することは明確であるため、分析機関の体制整備ではなく、大気濃度測定義務付けの制度化が先である。	3	民間機関における総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度の測定に必要な分析装置の保有状況等については、全国的には地域差があると考えられます。
電子顕微鏡は特別な機械ではなく、計量証明機関以外の試験所では	10	地域の実情等を考慮して、条例により大気濃度測定を義務付けている都道府県等もあるところですが、法による全国一律の制度化には、測定の迅速化、評価の指標、指標を超過した場合の作業再開に向

導入されているため、普及していないことを理由とすべきではない。また、分析結果の報告までの期間が、平均5日～7日というのは石綿分析を積極的に実施していない機関も含む結果と推測され、積極的に実施している機関の平均は5日を大きく下回る。大気濃度測定が義務付けられれば、迅速な測定の体制が整備されると考える。		けた必要な措置など、現状では困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要があると考えています。
測定の全国一律の制度化に向け、モデル地区を定めて実験的に実施してみてはどうか。	1	
特定粉じん排出等作業現場での大気濃度測定を義務付けるとともに、その結果を近隣住民に公開することすべきである。	2	大気濃度測定の制度化については、上述のとおりですが、解体等工事にあたって大気濃度調査が実施された場合は、発注者や受注者の判断により、調査の結果等を公表することが望ましいと考えています。また、環境省では、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を作成しており、この普及にも努める必要があると考えています。
集じん・排気装置の使用方法や管理方法によっては、設計通りに機能しない可能性があるため、少なくとも除去等作業開始後の集じん・排気装置出口とセキュリティゾーン入口付近での大気濃度測定は義務化すべき。	1	集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきと考えています。
レベル3建材による漏えい監視の強化のため、養生を行うことを前提とし、敷地境界での大気濃度測定を行うべきである。	3	特定建築材料以外の石綿含有建材(いわゆるレベル3建材)除去時の石綿飛散防止については、湿潤化や手作業による原形のままでの取り外し、また、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として位置付けるべきと考えています。この徹底により飛散防止が可能であると考えられるため、大気濃度測定については想定していません。
公共工事の仕様書において、石綿の濃度測定について記載するよう、仕様書を変更すべきである。	1	大気濃度測定については、上述のとおり、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、今後、関係者が協力して課題解決に取り組む必要があるとしたところです。
大気濃度測定を義務付ける前に、正しく作動する機材(隔離施設や集じ	1	作業基準において、隔離を行った作業場において始めて特定建築材料の除去を

ん・排気装置)の使用を義務付けることやこれらの正常稼働の確認試験を行うことを義務付けてはどうか。		行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用場所において確認することが義務付けられています。
課題として測定法が挙げられるが、答申案において、総纖維について早期の測定が可能とされている走査型電子顕微鏡の普及を推進すべき。	1	アスベストモニタリングマニュアルでは、走査型電子顕微鏡は石綿纖維数濃度を測定する装置としております。
1本/Lの超過を判断するためには、1時間の捕集時間でも計算上は問題ないので、捕集時間を短縮して分析結果が翌日の作業開始までに出るように分析手法を変更するべきである。	1	総纖維数濃度の場合は石綿以外の纖維も含まれる可能性がある点に留意が必要ですが、石綿纖維数濃度を測定するために要する期間は、平均して約11日要しており、石綿纖維数濃度の測定の迅速化は課題の一つとなっています。 環境省において、石綿纖維数濃度の連続測定装置の研究が進められているところ、これも含めて関係者が協力して課題解決に取り組む必要があると考えています。
近隣の解体等工事等の影響を受ける事例があるため、測定対象は総纖維数濃度ではなく石綿纖維数濃度が望ましいと考える。	1	
英国のようなアナリストの資格を創設する等により、現場での分析を可能にすることで、ばく露していないことを確かめるべき。	1	
着工前にバックグラウンド濃度を測定し、1本/L～10本/Lの間で目標基準を届出に記載させるべき。	1	大気濃度測定については、上述のとおり、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、今後、関係者が協力して課題解決に取り組む必要があると考えています。
アスベストモニタリングマニュアル等においては、測定方法を詳細に明記する等、誤解が生じる表現は避けるべき。	1	引き続き、環境省においてアスベストモニタリングマニュアル等の表現の適正化に努めるべきと考えています。
第6回小委員会において、大気濃度測定を行う方向であったのに、第7回で行わないこととしたのは納得できない。どのような手続きを経てそのようになったのか、公表すべき。	1	第6回小委員会の議論を踏まえ、検討を深めたところ、制度化には困難な課題があることがわかり、その旨第7回の小委員会で説明がされたところです。

III 4 (3) 大気濃度測定の精度の担保

意見の概要	件数	意見に対する考え方
技術力を担保できるような制度を作り、精度担保の取組に参加している事業者に大気濃度の測定を委託するよう、情報発信を強化すべきである。	1	測定・分析を行う事業者に対して、民間機関による大気濃度測定の精度担保の取組に参加するよう、促すべきであると考えています。また、施工者に対して、こうした精度担保の取組に参加している事業者に大気濃度の測定を委託するよう、情報発信を強化すべきであると考えています。
解体業者等が測定会社に測定を依頼する方法では測定値の適正性が確保されないため、第三者による測定とすべきである。	3	

III 5 作業基準遵守の強化

意見の概要	件数	意見に対する考え方
短期間の除去等工事であっても飛散防止が図られるよう、作業基準違反に対する直接罰を確実に創設すべきである。	303	短期間の作業であっても石綿の飛散防止を徹底すべきと考えています。このため、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組み、かつ、立法技術上の課題もありますが、作業基準違反への直接罰の創設を検討すべきと考えています。
作業基準違反への直接罰の創設について、例えば負圧の確認等については違反か否かの統一的判断ができるず、告発できない。違反として罪に問うべき具体的な基準について、法令(告示を含む)で定めるべき。	1	
悪質で違法なアスベスト処理を行っても罰則がないので問題が起こっている。悪質なアスベスト処理については、厳しい罰則を科すべきである。	27	現行法においても、作業基準に違反した場合には作業基準適合命令や作業の一時停止命令が行われ、これに違反した場合の罰則が設けられています。 また、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきであると考えています。
作業基準違反については、罰則の対象を、建築物等の所有者、発注者及び施工者の3者とするべきである。	1	作業基準の遵守義務を元請業者だけでなく下請業者にも適用すべきであり、作業基準違反に対する罰則は、いずれの基準遵守義務のある者にも科すことができるものとすべきと考えています。
作業基準違反については元請・下請の双方を対象に厳しい罰則を設けるべき。また、事前調査を実施していない場合や石綿の漏洩を放置している場合についても罰則の対象とすべき。	1	また、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録義務の違反についての罰則等、不適切な事前調査を行った受注者に科すことができる罰則を検討すべきと考えています。
現行法においても作業基準の遵守義務は実際に施工を行う下請事業者にも適用されているはずである。	1	現行法における「施工する者」とは元請業者及び自主施工者を指しています。
短期間の作業であっても、都道府県等が立入検査を確実に行いうよう法に定めるべき。	1	大気汚染防止法における規制の遵守を担保するため、都道府県等による立入検査による現場の確認は重要と考えています。そのため、今回、事前調査結果の報告、事前調査や特定粉じん排出等作業に関する記録の整備等、事前調査から作業終了後まで、都道府県等が指導を強化し、適切な作業を担保するための制度を整備するべきと考えています。
自治体が作業基準適合命令や告発を行うための事務手続きのマニュアルを示してほしい。	1	立入検査の実施方法等については、地域の実情に応じて都道府県等が判断すべきものと考えています。
新たに規制対象となる特定建築材料以外の石綿含有建材についても作	1	現行法における特定建築材料以外の石綿含有建材についても作業基準遵守義務

<p>業基準適合命令等は適用されるのか。</p> <p>違反が発覚した時点で既に半壊状態の場合、まずは応急措置が必要であり、作業基準を遵守した作業に取りかかるまでに時間がかかり、命令の期限の設定が難しい。こういった場合に活用できる命令等を考えてほしい。</p>		<p>や作業基準違反への命令を含め、大気汚染防止法の規制の対象とすべきと考えています。</p> <p>立入検査の実施方法等については、個々の作業の状況に応じて都道府県等が判断すべきものと考えています。</p>
<p>作業基準違反への直接罰を設けるにあたり、作業基準適合命令のほかに、試料の収去権、解体工事停止(中止)命令等を策定していただきたい。また、罰則適用の要件や流れを施行通知等により明確にしてもらいたい。</p> <p>行政からの委託事業者へ解体等事業者への指導権限が付与できるシステムを作成していただきたい。</p>	1	<p>現行法においても、都道府県知事は職員に解体等工事により生じた廃棄物その他の物を検査させることができることとなっているほか、特定粉じん排出等作業の一時停止命令を発することができます。</p>

III 6 (1) 大防法と安衛法（石綿則）の連携

意見の概要	件数	意見に対する考え方
大気汚染防止法及び労働安全衛生法(石綿障害予防規則)の改正においては、整合性に配慮し、規制対象者が混乱しないようにするべき。また、必要な手続きの一本化等の対応を考えるべき。	4	石綿障害予防規則においても、建築物等の解体等工事に係る規制について、実質的に多くの点で大気汚染防止法と類似する規制が設けられているところ、規制対象者等の整合性を考慮しつつ、両法令の連携を強化していくべきと考えています。
各種マニュアル類の一本化や、各種届出・報告の電子システムを活用した連携など、行政、事業者等の石綿飛散防止対策に携わる関係者が効率的に事務・作業を行えるよう、関係省庁・自治体が一体となり、規制内容の整合性確保に向けた議論・作業を進めるべきである。	1	また、大気汚染防止法と石綿障害予防規則のマニュアル類について業界団体の見解も踏まえつつ一本化するほか、事前調査結果の報告については、石綿障害予防規則においても新設が検討されているところ、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化すべきと考えています。
各省庁、業界団体が乱立してマニュアルを示しており、わかりにくい。各省庁で連携するべき。	1	
都道府県等と元請業者の負担軽減のため、発注者への事前調査結果の説明書面及び事前調査結果の掲示については、石綿障害予防規則に基づくものと整合のとれた共通様式を定めるべきである。	1	石綿障害予防規則においては、発注者への事前調査結果の説明は義務付けられていませんが、掲示については大気汚染防止法と内容の類似する規制が定められているところ、両者の整合性を考慮する必要があると考えています。
		発注者への事前調査結果の説明及び掲示に係る技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要があると考えています。

労働基準監督署に大気汚染防止法の立入権限を付与すること(都道府県職員との併任)や都道府県職員に労働安全衛生法(石綿障害予防規則)の立入権限を付与するなど、立入検査の効率化、立入検査率の向上、立入検査に対応する事業者の負担の軽減にも配慮する必要もあると考える。	1	大気汚染防止法の作業基準違反等の不適正事案の多くが大気汚染防止法違反であると同時に石綿障害予防規則違反であると考えられることを踏まえ、都道府県等と労働基準監督機関の間の情報交換等にとどまらず、不適正事案への対応を含め、両者で引き続き連携していくべきと考えています。
建設リサイクル法、石綿障害予防規則等の関係法令で把握された情報の円滑な活用を図るために、関係法令との連携を法律において明文化するとともに具体的な連携方法を示すべき。	2	<p>都道府県等では、建設リサイクル法に基づく建設資材のリサイクルに関する届出や石綿障害予防規則に基づく届出の共有により、解体等工事現場を把握し、立入検査による指導を行っています。こうした情報共有については、大気汚染防止法第28条の第2項に基づく資料の提出の要求により明文化されています。</p> <p>また、都道府県等は、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等により関係機関と連携しつつ、大気汚染防止法の遵守状況の確認及び必要な指導等を行っています。</p> <p>これらの取組は、届出等の漏れの防止等、大気汚染防止法の遵守を徹底していく観点で有効であり、引き続き積極的に推進していくべきと考えています。</p>
現状特定粉じん排出等作業の届出書類だけで作業基準の遵守状況を確認することは困難であるため、届出受付時に作業方法や工程等について詳細を聴き取りしながら確認することが多い。電子システムでのやり取りはかえって時間や労力を要することとなるのではないか。	1	<p>電子届出とした場合にも、届出者に対し補正や聞き取り等行うことは、書面による届出と同様に可能と考えています。</p> <p>事前調査の結果の報告については、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、電子システム化を行う必要があると考えています。また、特定粉じん排出等作業の届出においても電子化するメリットも考えられることから、これを活用できるようにしていくことが望ましいと考えています。</p>

III 6 (2) 一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保

意見の概要	件数	意見に対する考え方
石綿含有建材の除去等を行う事業者に対し、ライセンス制を導入し、作業基準等に違反した事業者のライセンスをはく奪できるようにすべき。	324	事前調査結果の報告による現場の把握の強化、事前調査や特定粉じん排出等作業に関する記録の整備等、事前調査から作業終了後まで、都道府県等が指導を強化し、適切な作業を担保するための制度を整備すべきと考えています。
除去等作業を行う事業者を許認可制とし、許認可の取消し等ができるようにしてべき。	1	また、石綿障害予防規則との連携を強化し、事業者の規制内容に係る理解の促進

		進及び法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等を図るべきと考えています。これらに加え、作業基準の遵守義務を施工者だけでなく下請業者にも適用し、作業基準遵守の徹底を図るべきです。そのため、まずは、新たな制度の履行を徹底していくことが重要と考えており、ライセンス制の導入には必要性の検討や体制の整備に時間を要することから、御意見については参考とさせていただきます。
技術力が低い業者が多いため、事例集の作成、業界団体・業者内での研修制度の整備、免許制度等により、施工業者の技術レベルを向上すべきである。また、作業内容に応じて掲示方法を変える、大量漏洩していた場合は公表する等もお願いしたい。	2	石綿障害予防規則における石綿作業主任者の選任、作業従事者への特別教育等、関係法令において作業の質を担保するための制度が設けられています。作業がより適切に実施されるよう、関係省庁、関係業界団体等が連携して、事業者に対する啓発に取り組むべきと考えています。
集じん・排気装置等は正しく使われなければ効果を発揮しない。石綿の危険性を学ぶことで、飛散防止の意識を高めるため、施工者に石綿の危険性に関する一定の知識を持つもらうような資格を創設すべき。その上で、具体的な飛散防止措置を学ぶべき。	1	
事前調査から除去等作業までを一貫して実施できる専門業者を育成すべき。	1	
答申案において、石綿障害予防規則に規定されている石綿作業主任者や作業従事者への特別教育等に言及があるが、一定の知識を有する者は石綿含有建材調査者講習登録制度に基づく特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者とするべきである。	1	事前調査において活用する、石綿に関する一定の知識を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者制度における特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすべきと考えています。また、石綿含有建材の取り残しの有無の確認については事前調査を実施する者と同等の知識を有する者等とすべきと考えています。
石綿含有調査講習登録制度が効果を上げるためにには、講習受講が容易になるような環境づくりや調査者の優遇・権限強化が必要。また、石綿作業主任者講習や特別教育についても、反復的に実施する等が効果的。	1	事前調査の知識を有する者の育成については、環境省が、十分な人数が確保できるよう、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべきであると考えています。
建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者の育成について、環境省と厚労省、国交省の3省共管による施行技術者の管理制度について具体的なマイルストーンを提示すべき。	4	
石綿含有建材調査者講習受講の	2	事前調査の知識を有する者の育成につ

国費での助成や国主催の自治体職員向け講習の実施をしてほしい。		いては、環境省が、十分な人数が確保できるよう、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべきであると考えています。 また、環境省においては、大気汚染防止法を円滑に運用すべく、都道府県等の地方自治体職員に向けた講習会を毎年行っており、制度改正等を踏まえて引き続き実施していくことが必要と考えています。
--------------------------------	--	--

III 6 (3) 建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握

意見の概要	件数	意見に対する考え方
災害時の石綿飛散防止のための、平常時における石綿含有建材が使用された建築物等の把握については、国や地域の防災計画に位置付けるべき内容である。	2	本答申案に賛同する御意見として承ります。
災害時を想定して事前に調査を行っておくべきである。	1	災害時に石綿飛散防止のための適切な応急措置をとることができるように、建築物等の所有者等が、通常使用時において、可能な範囲で、建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に努めることは重要です。
建物等の所有者等に、建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用についての調査や災害時の応急措置を行うよう法に定めるべき。	3	そのため、建築物等の所有者等への啓発を含め、国及び都道府県等はこれを後押しすることに努めるべきと考えています。
災害時における石綿飛散の危険性の周知や、平常時からの石綿含有建材の使用についての調査の義務付けにより、二次被害の防止に努めるべき。	1	建築部局で整備しているアスベスト調査台帳を含め、建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握に活用可能な情報や、平常時から関連部署との情報共有体制を構築しておくことが重要と考えています。また、平常時の準備・災害時の対応について、環境省が「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の周知等に努めるべきと考えています。
建築物の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握のためには、都道府県等において環境部局と建築部局が連携することが考えられるが、情報収集・整理の具体的な方法や各部局の役割に関する技術的助言を環境省から各都道府県等へ行うべきである。	1	吹付け石綿等が使用された建築物を含む衛生上有害な建築物については、建築基準法第10条に基づき、建築物の所有者等に対して必要な措置をとることを勧告することができます。他方で、大気汚染防止法においては、一般大気中への石綿飛散の防止のため、解体等工事の際の規制を定めているものです。災害時に建築物等が損壊した場合の石綿飛
建築基準法第10条では、「放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合は必要な措置をとることを勧告することができ、正当な理由がなく措置をとらなかった場合にはその措置を命ずることができる」とあるため、大気汚染防止法についても同様の規定を付け加えるべきである。	2	

		散を防止する観点でも、通常使用時からの石綿使用建材の使用状況の把握は重要と考えているものであり、普及啓発等により推進していくべきと考えています。
公共施設については、石綿含有建材の使用状況調査を義務付け、除去等についても努力義務としてほしい。特に避難所や消防署、警察署など防災関係の施設については、吹付け石綿など飛散性が高い建材の除去を期限を定めて義務付けてほしい。	1	国においては、学校施設等、病院、その他公共建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、平成17年度から調査が実施されていると承知しています。災害時の対応の観点からは、特に防災関係の施設を中心に石綿の飛散防止を図ることが重要と考えています。
災害時においては、土砂災害のハザードマップのように、どの建物にどのレベルの石綿があるのか公表できる規定を法に設ける必要がある。	1	アスベストアナライザーは目視のみでは石綿が含有されているか判断が困難な場合に活用が可能と考えており、その有効活用も含め、平常時から石綿含有建材の使用状況の把握に努め、災害時の石綿飛散防止を推進すべきと考えています。一方で、アスベストアナライザーは数%単位までしか測定ができず、必ずしも全ての石綿含有建材を把握できないことにも留意する必要があります。 平常時の準備・災害時の対応について、環境省が「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の周知等に努めるべきと考えています。
石綿含有建材が使用されている建築物等について、解体等工事や災害による倒壊の場合の飛散防止措置が適切に行われていない。アスベストアナライザーを積極的に取り入れて、石綿含有建材の使用状況を調査し、ハザードマップを作成して周知する必要がある。	1	なお、備えの一環として、建築物等における石綿の使用状況に係るハザードマップを作成・公開することが考えられますが、地域の実情に応じて、各自治体が判断・実施すべきものと考えています。
通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握のため、補助金制度等の財政的な支援が必要である。	3	あらかじめ建築物等への石綿含有建材の使用状況を把握しておくことは、適切な工事費用や工期を確保し、適切な除去等作業に資するものと考えており、建築物等の所有者等への普及啓発に努めるべきと考えています。
解体等工事が行われる段階になって調査を義務づけるのではなく、あらかじめ調査及びリスク評価とその結果に基づく管理がなされている建築物等でなければ、解体等工事を行うことはできないという規制を設けるべきである。	3	建築物等の所有者等が、通常使用時において、可能な範囲で、建築材料の製造・販売業者などへの確認も含め、建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に努めることが重要であると考えています。事業者、事業者団体については、その際適切に対応いただきたいと考えています。
石綿含有建材の製造・販売業者は自社製品の施工現場を把握しているはずであり、建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握の一環として、これらの事業者に施工実績リスト等を提供させるべきである。	2	大気汚染防止法における建築物等の解体等工事の規制や、災害時に備えた通常使用時からの石綿含有建材の使用状況の把握を含め、関係省庁が連携して建築物
石綿含有建材が使用された建築物等の把握と安全な管理、除去及び廃棄を通じて「石綿のない社会/環境」を目標に掲げ、その達成時期とロードマ	1	

ップを設定して体制を確立すべきである。		のライフサイクルにわたる石綿飛散防止対策を推進することが重要と考えています。
---------------------	--	--

III 6 (4) 現場での指導強化等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
立入検査について、事前調査結果の記録の保存を確認するため、解体等工事の施工者の事業場に対象を拡大すべき。	1	御意見を踏まえ修正します。
特定粉じん排出等作業の届出に対する立入検査を自治体に義務付け、その際に建築物石綿含有建材調査者を活用すべき。	64	大気汚染防止法における規制の遵守を担保するため、都道府県等による立入検査による現場の確認は重要と考えています。そのため、今回、事前調査結果の報告、事前調査や特定粉じん排出等作業に関する記録の整備等、事前調査から作業終了後まで、都道府県等が指導を強化し、適切な作業を担保するための制度を整備するべきと考えています。
立入権限があっても監視が不十分であり不適切な作業をする業者がいる。建築物石綿含有建材調査者協会等の知見を有する民間団体と連携して監視の実働部隊の整備が必要。	1	立入検査の実施方法等については、地域の実情に応じて都道府県等が判断すべきものと考えています。 なお、事前調査の結果の記録の保存や記録の写しの現場への備付けを義務付けることにより、都道府県等は、一定の知見を有する者が行った調査の結果を確認することができます。
作業実施の届出のあった工事以外の解体等工事の現場についても、立入検査等の監督権限の行使を適切に行うべきである。	1	
自治体職員が立入検査を優先的に行うべき現場を明確化して欲しい。	1	
都道府県の監視をより強める必要がある。	1	
違反事例は告発する等、実効性のある指導強化を行うべき。	1	大気汚染防止法における規制の遵守を担保するため、都道府県等において、個々の事案の違反の内容や状況を踏まえ、指導、行政命令、告発等を効果的に行う必要があると考えています。
都道府県等の担当職員を対象とした講習会は石綿含有建材の見分け方など技術的な内容とし、年度当初に実施するべきである。また、担当職員の適正配置について技術的助言を環境省から各都道府県等へ行うべきである。	1	都道府県等の担当職員が十分な知識をもって規制の運用に当たることができるよう、環境省による講習会の実施等、国として技術的支援を行うべきと考えています。
都道府県等の担当職員は建築材料に対する知識が不足していると考えられるため、国土交通省の支援を受けた研修を行うべき。また、広く国民からも技術的な相談ができる支援法人を定める等の体制を整えることが必要。	1	
現在市場に出回っているアスベストアナライザーは石綿含有率1%までの建材を把握することが出来るが、法規	1	アスベストアナライザーは目視のみでは石綿が含有されているか判断が困難な場合に活用が可能と考えています。一方で、

制の対象は含有率 0.1%以上となつており、自治体が立入り等を行った際に、すべての石綿建材を把握することは不可能であることから、建材の石綿含有の有無を判断する方法を検討する必要がある。		アスベストアナライザーは数%単位までしか測定ができず、必ずしも全ての石綿含有建材を把握できないことにも留意する必要があります。その有効活用に係る情報の収集・普及も含め、国として技術的支援を行うべきと考えています。
今般の制度見直しにより石綿含有成形板のみが使用されている建築物等の解体等工事現場も立入検査の対象となる。このような現場も含め、現場における指導の際のアスベストアナライザーの利用方法の確立と費用面の支援をお願いしたい。	2	
指導の徹底のため、立入検査等を行う人員の確保が必要。	2	環境省において、解体等工事の現場への効果的・効率的な立入検査に資するよう、都道府県等に対し事前調査、石綿漏えい監視、除去終了後の検査等に関する技術講習会を開催しているところです。これを引き続き開催し、また、マニュアルの整備をはじめとした技術的な助言等の支援を行うべきと考えています。
現場での指導を強化するために、自治体に対して人的な支援や、交付税措置等の財政的な支援を行うべきである。	292	

III 6 (5) 普及啓発の取組

意見の概要	件数	意見に対する考え方
国民に広く周知し、また、法の義務の履行を徹底するため、様々な媒体を用いた普及啓発を積極的に行うべきである。	6	関係省庁や関係業界団体と連携し、様々な機会を捉えてあらゆる主体に対する普及啓発に努める必要があると考えています。
解体等工事には多くの外国人労働者も従事している。外国人労働者にどのように周知を行うかも検討すべきである。	1	
環境省として解体工事業者の把握を国土交通省と連携して行う旨の記載を追記すべきである。	1	

答申案全体への意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方
石綿による健康被害を減らすため積極的な施策の実行を期待する。	3	石綿による健康被害を防止するため、今回の答申を踏まえ、迅速に法整備を含めた取組を進め、石綿飛散防止を一層強化する必要があると考えています。
実際に石綿飛散防止の効果がある法律とすべきである。	2	
子供たちの健康被害の防止を考慮して石綿飛散防止対策を考えてほしい。	3	
石綿含有建材の除去等を行うため	1	

に工期が遅れるのは後ろめたいといった雰囲気を解消するとともに、不十分な知識によって除去等を行うことを防ぐ必要がある。		
石綿は年間1500名が亡くなっている最も重要な環境問題。日本は他の先進国より大きく法整備が遅れており、迅速な法整備をお願いしたい。	1	
石綿含有建材の除去等の費用がかからることから無届けで解体等工事が行われる問題を解決するため、現制度をしっかりと見直して制度を作るべき。	1	
事前調査関係、発注者の配慮、報告徴収及び立入検査の対象、作業基準等について改正すべき。	1	
大気汚染防止法における規制は、今後も適宜見直し、改正を行う必要がある。	1	大気汚染防止法における石綿飛散防止に係る規制については、今後も点検を行い、必要に応じて措置を見直すべきと考えています。
石綿に係る法律は複数あり、各法律を所管する省庁や各自治体における所管部局が複数となり、部局間での連携が十分とはいえない状況が生じていると考えられる。自治体の部局内での連携不足を未然に防ぎ、確実に石綿対策を推進するためには、最低でも解体に係る法律の一元化が必要と考える。	3	建築物等の解体等工事に係る規制においては、大気汚染防止法のほか、石綿障害予防規則においても実質的に多くの点で類似する規制が設けられているところ、石綿障害予防規則及びこれを所管する厚生労働省との連携を強化していくこととしています。
煙突用断熱材の除去の際の負圧管理ができていない業者が多く、負圧管理の徹底を法で定めるべき。	1	作業基準により、石綿を含有する断熱材を破碎等を伴う方法で除去する場合には、作業場を負圧に保つことが義務付けられています。作業基準が遵守されるよう、適切な方法の普及啓発等を推進していく必要があると考えています。
外部から粉じんが流入すると漏洩の確認ができないため、隔離が必要な作業現場は、他の解体工事と同時進行しないこととすべきである。	1	除去作業と周辺での工事等の工程については、工事全体において適切に管理されるものと考えています。
事前調査や解体に必要な補助金の確保をしてもらいたい。	3	日本政策金融公庫において、石綿の除去等を行う事業者に対する低利融資制度が設けられています。
十分な飛散防止のための規制をかけ、石綿飛散防止にかかる費用は石綿含有建材を製造した建材メーカーと使用を推進した国が全額負担し、適切な飛散防止措置を担保すべき。	1	今後、石綿飛散防止を一層強化するに伴い、普及啓発等により規制の遵守を図っていく必要があると考えています。
石綿含有製品の製造・使用が禁止されている現時点でも、クリソタイルの	1	今回は、解体等工事に伴う石綿飛散防止の強化について検討したものであり、石

みの 10 本／L の敷地境界基準等、製造工場を念頭に置いた特定粉じん発生施設に係る規制が残っており、整理すべき。		綿含有製品の製造施設等については今回の検討の範囲外です。
答申案の中で、受注者／施工者／実際に除去等作業を行う者、下請事業者、自主施工者、元請業者、事業者等の複数の対象者名称が記載されている。石綿除去等工事の請負次数が複数に及ぶことも踏まえ、対象の名称表現を可能な範囲で統一する等、責任の所在が明確になる様にすることを希望する。	1	大気汚染防止法の規定についての記載においては、法律条文に規定されている用語を可能な限り用いることとしており、「受注者」は下請業者を含まないこと、「施工者」は受注者と自主施工者を指すこと等、用語の意味は答申案の中で定義しております。
「また、石綿を使用した建築物の解体、改造及び補修作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)に伴う」とあるが、大気汚染防止法で定義する「解体等工事」と異なるように読み取れるため、適切な表現に修正すべきである。	1	大気汚染防止法においては、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事が「解体等工事」と定義されており、これを踏まえた表現としているものです。
「都道府県等」の「等」とは何を指しているのか。 また、文章中の文言の整合など修正が必要な箇所がある。	1	「都道府県等」の「等」は、大気汚染防止法を所管している都道府県、政令指定都市、中核市等を指しています。いただいた御意見を踏まえ、必要な表現の修正を行います。

※その他、大気汚染防止法に係る石綿飛散防止以外に関して、以下のご意見がありました。

意見の概要	件数
石綿に関するリスクを周知するため、石綿に係る疾患の発症年齢等を公表することも必要。	1
解体作業現場では、全ての作業員がマスクを着用すべきである。	1
今後危惧される石綿の飛散は、建築物の解体により生じるため、環境部局の法規制強化よりも、建築部局の法規制の強化を行う方がより実効性があると考えられる。	1
適正な調査や工事を促進するため、適正に工事を行った施工者や確認をした調査者は、施工場所の不動産の評価や建設業法の経営事項審査の評価に反映することを検討すべきである。	1
建築基準法第 12 条の報告制度を強化し、平時からレベル 1 のみならずレベル 3 まで対象を拡大すべき。平常時から徹底した調査を行うべきであり、これに対して補助金等による支援が必要。	1
建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握を所管する国土交通省に対し、石綿調査台帳の整備が進むよう求めてほしい。	1
国土交通省において、平常時から調査を徹底し、解体時については解体工事業に関する規制を強化すべき。	1

石綿含有建材が使用されている施設についても定期的にモニタリングを義務付け、従業員の被ばくの有無を確認し、適切な措置をとすることが望ましい。	1
石綿含有建材を使用している建築物等で定期的に飛散状況のモニタリングを行っていることがあるため、その基準も定めるべきである。	1
建築物等の通常使用時においても、石綿を飛散させないことを所有者の責任とするべきである。	1
石綿が使用された鉄道車両について、展示・保存のため譲渡する際に石綿を除去するのはコストがかかる。そのまま譲渡できるよう要望する。	2
解体業の業許可の要件等を、廃棄物処理法等に規定する業法の許可要件に相当する程度に厳しくする必要がある。	1